年度 平成16~18年度

基本目的 5 市民が健康に生活できる

行動目標 5-1 市民が生涯を通じて健康づくりに取り組む

(所管課名 保健福祉部 保健センター)

任務

市民の健康づくりをサポートする

任務の成果・活動指標の推移

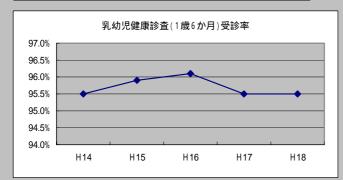
基本健康診查(40歳以上)受診者数

| <u> </u> | |
|----------|---------|
| H14実績 | 38,246人 |
| H15実績 | 40,624人 |
| H16実績 | 40,500人 |
| H17実績見込 | 41,900人 |
| H18目標 | 42,200人 |



乳幼児健康診査(1歳6か月)受診率

| 30-70-70-70-70-70-70-70-70-70-70-70-70-70 | |
|---|-------|
| H14実績 | 95.5% |
| H15実績 | 95.9% |
| H16実績 | 96.1% |
| H17実績見込 | 95.5% |
| H18目標 | 95.5% |



指標の説明

疾病の予防、早期発見、母子の健康・育児支援に関する指標はいく つか考えられるが、実際の測定可能性、市民にわかりやすいことなど を考慮し、代表的な指標として基本健康診査受診者数、乳幼児健康 診査受診率を指標として掲げた。

任務に対する評価

これまでの取組と成果、手段の妥当性

平成16~17年度

基本健康診査受診者数は、ほぼ目標を達成できた。

基本健康診査の精度を高めるために糖尿病検査(ヘモグロビンA1c)を導入。

C型肝炎対策として、平成14年度か6平成18年度にかけて基本健康診査と同時に肝炎ウイルス検査を導入。従来の広報や個人通知に加え、基本健康診査受診希望者の中で肝炎ウイルス検査未受診者に対して通知することにより、受診者数が増加した。

乳がん健診において、平成15年度からマンモグラフィーを導入。さらに平成16年度には視触診も取り入れ、疾病の早期発見に努めた。 疾病、発達遅滞、育児不安、虐待兆候の早期発見・支援を目的として、母子保健事業を実施し、平成16年度においては、親子ふれあい

教室・育児学級を新規に実施し、育児支援事業の充実を図った。 乳幼児健康診査(1歳6か月)受診率は、個人通知や広報に努めた 結果、目標を達成できた。未受診者については、文書や訪問により状 況把握を行った。

予防接種事業においては、結核予防法の改正に伴う接種方法及び対象月齢の変更により、平成17年度から医療機関における個別接種に変更した。また、予防接種法の改正による平成18年度から麻しん及び風しん予防接種の混合ワクチン導入への変更に伴い、その周知と接種新選を努めた。

平成16年度か6平成17年度にかけて、三重北勢健康増進センター において生活習慣病予防改善教室を開催するともに、事業所への栄 養指導を行うなどヘルスアップ事業を実施した。

平成18年度

基本健康診査においては、引き続きC型肝炎対策に取り組むとともに、65歳以上に対して、介護保険における介護予防事業対象者の把握のため、スクリーニング検査項目(生活機能に関する項目口腔内視診 嚥下機能の簡易検査(選択項目)血清アルブミン検査(選択項目))を導入する。

育児不安、虐待未然防止対策として、出産後早期にアンケートによる 状況把握を行い、支援が必要な者に対し、電話や訪問による相談を実 施する。また、妊産婦・乳幼児を対象とした育児・健康ホットラインを開設 し、迅速な相談に努める。

予防接種ガイドラインの改正により、予防接種の対象者を日本脳炎は 小学4年から9歳に、二種混合(破傷風・ジフテリア)は小学6年から11 歳に変更されたことによりその周知に努める。

ヘルスアップ事業については、3か年事業の最終年度を向えるため、 自主グループ活動や地域活動リーダーを通じて2年間の効果検証を行い、肥満、高脂血症、糖尿病等の生活習慣病の予備軍に対する個別 支援プログラムを確立する。

これからの課題、施策等展開の方向性

平成17年12月に決定された「医療制度改革大綱」の中で、平成20年度から市町村国保など医療保険者に被保険者・被扶養者(40歳以上75歳未満を対象とする「健診」と「保健指導」の実施が義務づけられる。一方、老人保健事業に基づくがん検診、ポピュレーションアプローチは市町村が行う方針となっている。このような状況の中、国・県の動向も見極め、市としての検診事業(事後保健指導・精度管理等も含む)を実施していく上で、庁内、関係機関等との調整が必要である。

生後4か月までの乳児の全数把握及び育児支援家庭訪問事業の推進の観点から、乳児育児支援事業についての検証、評価を行う。また、保健所設置に伴う未熟児、小児慢性特定疾患児、障害をもつ子ども等への疾育投資等専門的か支援の実施についてよ供せて検討を行う。

への療育指導等専門的な支援の実施についても併せて検討を行う。 ヘルスアップ事業で開発した支援プログラムの手法を既存保健事業 に取り入れるとともに、地域、職域との連携を図りながら、健康づくりを サポートする。